1月の行事予定

4(月)～8(金)	源泉所得税「年末調整指導会」	村松商工会館
18(月)	商業部会主催経営講演会 商業部会新年会	村松商工会館 五泉市村松
22(金)	女性部主催経営講演会 女性部新年会 税務署三者協議会	村松商工会館 五泉市村松 新津地区市民会館
25(月)	工業部会主催経営講演会 工業部会新年会	村松商工会館 五泉市村松
26(火)	青年部新年会	五泉市村松
28(木)	青色申告会決算実務研修会	新津商工会議所

日本政策金融公庫貸付利率（令和2年12月1日現在）

◆**普通（一般）貸付**…貸付限度額 4,800万円
運転資金：**５年以内/2.06～2.45%**
設備資金：**10年以内/2.06～2.45%**

◆**新型コロナウイルス感染症特別貸付**…貸付限度額 別枠8,000万円
4,000万円以内：**当初3年間0.36%　3年経過後1.26%**
4,000万円超：1.26%
運転：**15年以内**　設備：**20年以内**（ともに据置5年以内）

◆**経営改善貸付**…貸付限度額　2,000万円
運転資金：**７年以内/1.21%**
設備資金：**10年以内/1.21%**

令和3年“新年賀詞交歓会”中止のお知らせ

例年１月上旬に開催しております**「新年賀詞交換会(100名程度参加)」**の実施について、県及び県連合会による新型コロナウイルス感染防止のための指導及び金融機関をはじめとした関係機関の対応状況等も踏まえ、**開催を中止することといたしました。**

つきましては、これらの状況をご理解いただき、本事業の中止についてご了承下さるようお願い申し上げます。

～ 換金手続きを忘れずに！ ～

オール5000(ごせん)どこでも使える商品券

オール5000（ごせん）どこでも使える商品券（五泉市プレミアム商品券）の使用期限・換金期限が迫っています。

商品券の取扱店におかれましては、必ず期日までに換金手続きを終えられるようお願いします。

◆**使用期限：令和3年1月31日(日)**

◆**換金期限：令和3年2月12日(金)**

◆**換金方法：**はばたき信用組合（五泉支店・村松支店）
普通預金口座への商品券預入による。

・・・商品券のとりまとめ等準備はお早目に！・・・

【 予 告 】令和2年分所得税・消費税確定申告相談会の開催について

～必要書類等不備のないよう早めの準備をお願いします！～

個人事業者の所得税に係る青色申告等の決算・確定申告時期（2/16～3/15）が近付いてまいりました。商工会では、専門家（税理士）及び職員による**「決算・確定申告個別相談会」**を開催いたします。

令和２年分の確定申告を行うに当たり、**新型コロナウイルス感染症に関連した各種給付金を受給した場合は、給付金の交付決定通知書を必ずご持参下さるようお願い致します。**

なお、指導会の日程等詳細については別途案内文書にてお知らせ致します。

◆持参書類等（必ずご持参ください）

①**令和２年分「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書**
（１月下旬に税務署から送付されます）
②令和２年分の売上・仕入・経費等を集計した帳簿等
③社会保険（国民年金・国民健康保険等）・生命保険・損害保険（地震保険）等の支払証明書
④給与・年金等の源泉徴収票
⑤前年分・前々年分の決算書・申告書の控え
⑥コロナ関連給付金の交付決定通知書
⑦**事業主の個人番号ｶｰﾄﾞまたは通知ｶｰﾄﾞ＋運転免許証等**
※申告手続きにおいて「個人番号（マイナンバー）」の記載が必要となります。必ずご持参ください。
⑧印鑑（認印で可）
⑨手数料（事務量に応じて納入いただきます）

商工会費・労働保険料 第３期分納入のお知らせ

第３期分の商工会費と労働保険料（事務委託事業所）の納入期日は下記のとおりです。

労働保険料につきましては、分納を申し込まれている事務委託事業所の方へ１月中旬に納入通知書を送付致しますので、通知書に記載の金額を期日までお納め下さい。

納入期日：令和3年2月1日(月)

※口座振替実施日になります。現金納付の方は期日までに商工会へお納め下さい。

※代表者や振替口座に変更がある場合は商工会までお知らせ下さい。また、従業員の雇入れ・退職の事実があった場合は、雇用保険資格取得・喪失の手続き（別途手数料を頂戴します）を行いますので、随時お知らせ下さい。

1月の年金相談のご案内

主催年金事務所（予約先電話番号）	会　場	相談日	時　間
新潟東年金事務所（025-283-1014）	五泉市福祉会館	21(木)	10:00～15:00
	阿賀町役場本庁	27(水)	10:00～15:00

商工会員募集へのご協力のお願い

商工会では、商工会に加入していない事業者の方の加入促進を行っています。皆様の周りで商工会に未加入の方や新たに事業を創業予定の方、創業された方がおられましたら、商工会への加入をお勧めくださるようお願いします。

村松商工会報　【令和3年1月1日発行（Vol.92）】

MURAMATSU Management Express

発行元：村松商工会／経営支援室
〒959-1705 新潟県五泉市村松乙２４５
TEL:0250-58-2201 FAX:0250-58-8409
E-mail:mms2201@blue.ocn.ne.jp
URL http://www.muramatu-net.or.jp

スマホをかざして最新情報チェック☞
［村松商工会HP］　［むらまつ商売繁盛.com］

今月のトピックス

経営：女性部主催経営革新セミナーの開催
経営：商業部会主催経営革新セミナーの開催
経営：工業部会主催販路開拓セミナーの開催
税務：源泉所得税に係る年末調整指導会の開催
情報：その他金融・税務・労務情報等

商業部会主催　経営講演会　＜販売促進セミナー＞
ピンチをチャンスに変える！～コロナ禍における商業・サービス業の販促手法とそのポイント～

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて国が提唱した「新しい生活様式」の浸透に伴い、既存の価値観や生活スタイルも大きく変化しています。

商業部会では、**コロナ禍により変化した消費者の行動**や、**販促手法のトレンド**を理解し、**ピンチをチャンスに転換する**ために株式会社コラボル代表取締役・南雲純子氏をお招きし、販売促進に係る講演会を開催します。

コロナ禍における集客のポイントや、**今すぐ無料で始められる情報発信の方法**、県内の販促取組事例などについて、分かりやすく解説していただきます。

商業関係者をはじめ、どなたでもご参加いただける必聴の講演会です。

●日時：**令和３年1月18日(月)**
16：00～17：00
●会場：**村松商工会館　2階大会議室**
◆講師：**南雲 純子**（なぐも じゅんこ）氏
（㈱コラボル　代表取締役）
◆申込：令和3年**1月12日**㈮までにお申込みください。
※講演会終了後、商業部会新年会を行います。

女性部主催 経営講演会＜IT活用セミナー＞

メルカリやInstagramに学ぶ！これからの情報発信のポイントとは！？

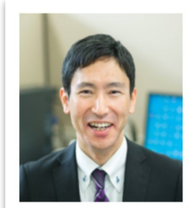

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に経営環境が一変し、**インターネットを活用した販促活動が活発化**しています。中でも**Instagram（インスタグラム）**を用いた画像による情報発信や**フリマアプリ「メルカリ」**の商用利用によるネット販売の台頭が著しく、これらのツールを有効活用することがコロナ禍における販促活動において重要なポイントとなっています。

本セミナーでは、インターネットを用いて販促活動を行うに当たっての基本姿勢から、**顧客を引き寄せる商品紹介文**や**魅力的な画像掲載のポイント**について、具体的な活用事例なども交えながら分かりやすくお伝えします。

業種・事業規模問わずどなたでもぜひご参加ください。

◆日時：**令和３年1月22日㈮　16:00～17:00**
◆会場：**村松商工会館　２階大会議室**
◆講師：**江口 知章**（えぐち ともあき）氏
（(一財)新潟経済社会ﾘｻｰﾁｾﾝﾀｰ　研究部長）
◆申込：令和3年**1月15日㈮**までにお申込みください。
※講演会終了後、女性部新年会を行います。

工業部会主催 経営講演会＜事業承継セミナー＞

～事業承継の準備は進められていますか？～ 中小・小規模事業者の事業承継のポイント

すべての事業者にとって共通の経営課題となる事業承継を円滑に行うには、入念な準備が必要です。

本セミナーでは、父親の病気により27歳で突然家業を継ぐこととなった**講師自らの経験に基づく事業承継のポイント**を解説します。「事業承継について何から始めていいかわからない。」「そろそろ事業を継がせたいが任せていいか不安。」このような事業承継に纏わる悩みの解消を目的として、**豊富な具体的事例**を交えながら、事業承継の実務的な**課題解決**を図っていきます。

「まだ先の話」と思わず、ぜひこの機会に「事業承継」について考えてみませんか？ご参加をお待ちしています。

◆日時：**令和３年1月25日(月)　16:00～17:00**
◆会場：**村松商工会館　２階大会議室**
◆講師：**土田 克則**（つちだ かつのり）氏
（事業承継士・中小企業診断士）
◆申込：令和3年**1月18日(月)**までにお申込みください。
※講演会終了後、工業部会新年会を行います。

令和2年分源泉所得税に係る「年末調整指導会」開催

源泉所得税の年末調整事務に関する個別指導会を下記の日程により開催します。

商工会へ源泉税納付事務や記帳・決算・申告事務等を委託している方及び指導を受けている方は、賃金台帳や各種所得控除証明書等の必要書類をご用意の上、期間中に商工会へお越しください。

◆日程：**1月4日㈪・5日㈫・6日㈬・7日㈭・8日㈮**
時間は各日とも**9:00～16:30**まで

◆納付期限：令和2年**1月12日㈫**
（納期特例適用者の場合は令和2年**1月20日㈬**）
※期限までに納付されない場合は延滞税等が発生しますのでご注意ください。

◆必要書類：
①事業主本人の個人番号（マイナンバー）確認書類
②源泉所得税の納付書等年末調整関係書類
③賃金台帳（R2/1～R2/12の給与明細・源泉徴収簿等）
④給与所得者の扶養控除（異動）申告書
⑤給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
⑥給与所得者の保険料控除申告書
※生命保険や年金、健康保険、地震保険、小規模企業共済等の掛金払込証明書を添付する必要があります。
⑦（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

◆手数料：基本料300円＋作業量割200円×人数（税込）

＜重要＞確定申告書用紙に代わり「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます

近年インターネットを利用した電子申告の普及拡大に伴い件数が増加し、税務署から送付される申告書用紙が利用される割合が年々低下しており、資源保護及び行政コストの観点から、国税庁からは申告書用紙の送付に代えて「**確定申告に必要な情報**」「**e-Tax等のご案内**」などを記載した**「確定申告のお知らせ」はがき（又は通知書）**が送付されます。

令和２年分の確定申告で必要となりますので、下記のはがき又は通知書が届きましたら必ずお手元に保管いただきますようお願いします。

お知らせはがき及びお知らせ通知書イメージ

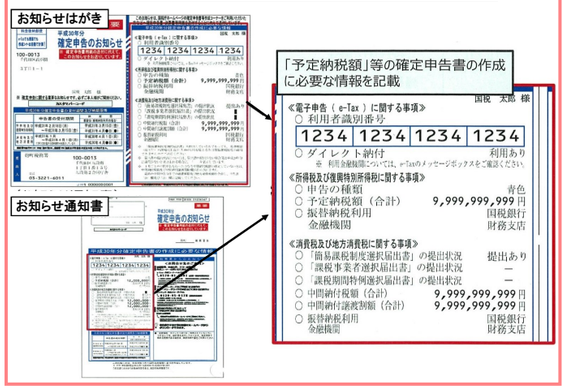

新潟県消費動向調査　2020年冬期

【出典】一般財団法人新潟経済社会リサーチセンター　センター月報（2020年12月号）

～今後半年間における消費支出動向・キャッシュレス決済の浸透状況～

新潟県内の個人消費関連の経済指標をみると、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要を背景に、食料品や日用品の販売増加が続いており食品スーパーなどが堅調な推移を見せている。一方、外食や旅行・観光などのサービス業は厳しい状況が続きながらも緩やかな持ち直しの動きが見られており、足元の個人消費は持ち直しつつある。

今後半年間における消費支出が「増えそう」な項目

「増えそう」と回答した人の割合は「食費（外食費を除く）」が最も高く、48.6%となった（図表１）。以下「日用品（生活雑貨・消耗品等）」「保健医療費」などの順となっている。前回調査時と比較して「外食費」「趣味・娯楽費（書籍・スポーツ・アウトドア用品等）」など外出を伴うサービス消費関連の割合が上昇しており、外出自粛はやや緩和傾向にある。

今後半年間における消費支出が「減りそう」な項目

「減りそう」と回答した人の割合は「外食費」が最も高く、57.5%となった（図表２）。以下「旅行（国内旅行・海外旅行）」「衣類・ファッション」などの順となっている。前回調査時と比較して「旅行（国内旅行・海外旅行）」の割合が上昇しており、依然として旅行には慎重な姿勢が伺える。外出自粛を緩める動きは出ているものの、近場への外出にとどめている模様でありレジャー関連の中でも需要の戻りに違いが見られる。

キャッシュレス決済の利用状況

キャッシュレス決済の利用頻度が「増えた」「やや増えた」を合わせた『増加派』の割合は36.8%となり、キャッシュレス決済が主な決済手段として浸透している様子が伺える。決済手段別の利用状況をみると「クレジットカード」の利用増加割合が最も高く、「QRコード決済（PayPay・LINEPay等）」「カード型の電子マネー」と続いており、手段は多様化している。

図表1　消費支出が増えそうな項目（複数回答、上位項目のみ）

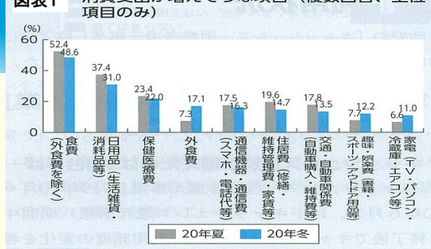

図表2　消費支出が減りそうな項目（複数回答、上位項目のみ）

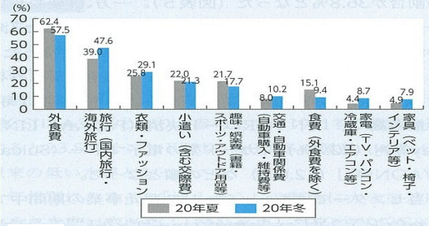

図表3　キャッシュレス決済の利用状況

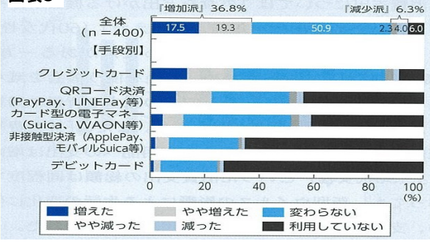

«特集»新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小企業者に対する固定資産税等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、所定の手続きにより申告を行うことで、**令和３年度の固定資産税又は都市計画税が軽減**されます。

◆要件・軽減内容

対象者	以下の条件に該当する方人又は個人 ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常用する従業員数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※性風俗関連特殊業者･大企業の子会社等は除く
対象資産	対象となる納税義務者が所有する以下の資産 ①償却資産 ②事業用家屋 ※土地は軽減対象外です。 ※個人の所有する居住用家屋は対象外です。 ※事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業用専用割合に応じた部分が軽減対象となります。
軽減内容	**令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入合計が前年同期間と比べて30%以上減少**している場合、対象となる資産の令和3年度分の固定資産税･都市計画税の課税標準額を下記のとおり軽減する。 ①50%以上減少　⇒　全額軽減 ②30%以上50%未満減少　⇒　2分の1軽減

◆申請手順

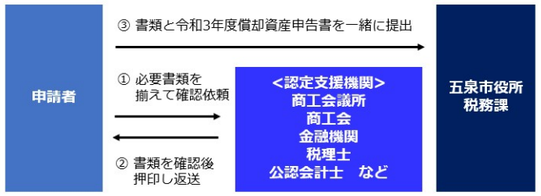

①書類の準備
※事業家屋がある場合は特例申告書の「（別紙）特例対象家屋一覧」も記入

②認定経営革新等支援機関で確認を受ける
※認定経営革新等支援機関等（商工会議所・商工会・金融機関・税理士・公認会計士など）から確認を受け、申告書裏面の確認欄に確認印が押されたものを提出。

③五泉市役所税務課へ郵送または持参により申告書を提出
※償却資産がある場合は、令和3年度償却資産の提出も必要。

◆必要書類

必要書類	①特例申告書 （税務課窓口で配布･市HPに掲載してあります） ②事業収入を確認できる書類 （会計帳簿や青色申告決算書の写しなど） ③事業家屋がある場合は、特例対象家屋の事業共用割合を示す書類 （青色申告決算書･収支内訳書･家屋見取り図等の写し等） ④令和3年度償却資産申告書一式

◆提出期限　**令和3年2月1日（月）**　※期限後は提出不可

～高年齢者の就業確保に努力義務が設けられます～＜改正高年齢者雇用安定法＞施行日:令和3年4月1日

改正高年齢者雇用安定法の施工により**70歳までの就業確保措置**を講じることが**「努力義務」**となったことに伴い、対象となる事業者は下記いずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

65歳までの雇用確保（義務）　＋　**70歳までの就業確保（努力義務）**

対象となる事業主

①定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
②65歳までの継続雇用制度（※70歳以上まで引続き雇用する制度を除く。）を導入してる事業主

対象となる措置（高年齢者就業確保措置）

①70歳までの定年引き上げ
②定年制の廃止
③70歳までの雇用継続制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

◆詳細は厚生労働省HPよりご確認下さい。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html

IoT導入の専門家が相談にのります！ IoTコーディネータ派遣事業

にいがた産業創造機構（NICO）では、県内企業のIoT導入を推進するため、IoT導入をお考えの企業に専門家を派遣し、現場に沿った導入計画の策定をサポートします。

支援内容

・ヒアリング等による課題の分析
・AI・IoT等の導入計画の策定支援

対象者　**以下の⑴・⑵を満たす者**

⑴県内に事業所を有する中小企業者であり、AI・IoT等の導入・デジタル化により経営の向上を目指す意欲があること。
⑵AI・IoT等の導入により、企業のDX化や経営課題の解決等が図れる可能性があり、IoTコーディネータのアドバイスが必要なこと。

申請方法・提出書類

以下①～③の書類を**郵送**または**持参**により提出
①IoTコーディネータ派遣申請書
②決算書の写し（直近２期分）
③会社概要がわかる書類（パンフレット等）

派遣期間

派遣決定日から**令和3年2月19日㈮**までの期間で**最大5回**

お問合せ

（公財）にいがた産業創造機構　産業創造グループ
IT支援チーム　（担当：関川・久我）
TEL：025-246-0069　E-mail：it@nico.or.jp